

国土交通省近畿運輸局からの業務停止命令の行政処分について

2017年4月4日

コスモ石油販売株式会社 京阪神カンパニー

弊社の運営するサービスステーション（以下、SS）において、道路運送車両法の違反を行い、4月3日に国土交通省近畿運輸局から自動車整備事業者の行政処分を受けました。

お客さまをはじめ関係者の皆様に、多大なご迷惑とご心配をお掛けする事態を招いたことにつきまして深くお詫び申し上げますとともに、今後の対応については誠意と責任をもって行ってまいります。

本件につきまして、二度とこのような事が発生しないよう、再発防止策を徹底していく所存でございます。

1. 行政処分を受けた SS

コスモ石油販売株式会社 京阪神カンパニー
セルフステーション茨木白川

2. 違反行為の概要

当該 SS にて車検実施した車両に作業ミスがあり、それに起因する事故が発生したことにより、国土交通省近畿運輸局から行政処分を受けました。

3. コスモ石油販売株式会社の対応

本処分内容を真摯に受け止め、本行政処分の内容を店頭にて掲示するとともに、コスモ石油販売株式会社のホームページにおいても開示いたします。

また、国土交通省近畿運輸局に対しましては、2017年4月27日までに、それぞれ再発防止に係る具体策を提出する予定です。

4. 再発防止について

検査員および整備士に対する再教育を行うとともに、内部監査を今以上に強化することで、再発防止に努めてまいります。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

コスモ石油販売株式会社 京阪神カンパニー

紙名（管理部）・宇根越（SS部） 電話 078 - 241 - 9001